

夜間対応型訪問介護

新大宮ナイトヘルパーステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 七野会が運営する、夜間対応型訪問介護 新大宮ナイトヘルパーステーション（以下「事業所」という）が行う夜間対応型訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話、緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするために援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 上記の他、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成25年1月9日京都市条例第39号）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令第34号、平成18年3月14日付）を遵守する。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

名称と住所

名称 新大宮ナイトヘルパーステーション

所在地 京都市北区紫竹西南町65番地34 たいほう3階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	員数	職務の内容
管理者 (兼務)	介護福祉士	常勤1名	職員を指導監督し適切な事業の運営をはかるよう統括する
面接相談員	看護師 介護福祉士	<u>2名以上</u>	訪問介護の利用申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
オペレーター	看護師 介護福祉士	<u>4名以上</u> (サービス提供時間帯を通じて常時1名以上)	利用者からの通報を受け付ける
訪問介護員(兼務)	介護福祉士 訪問介護員養成研修2級課程修了者 初任者研修修了者	<u>7名以上</u> (サービス提供時間帯を通じて常時1名以上)	定期訪問・随時訪問を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日、営業時間

営業日 月曜日から日曜日までとする。

営業時間 午後6時00分～翌8時00分

(夜間対応型訪問介護事業の内容、利用料その他の費用の額)

第7条 夜間対応型訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) 計画の作成

(2) オペレーションセンターサービス

利用者よりの通報を受け訪問介護員の訪問の適否を判断して、随時訪問サービス等の派遣を行いません。

(3) 定期巡回サービス

定期的に利用者の居宅を巡回し、利用者が居宅において生活を送るのに必要な援助を行います。

(4) 随時訪問サービス

夜間における緊急時の対応その他利用者がその安心して居宅において生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

- 2 事業者は法定代理受領サービスに該当する指定夜間対応型訪問介護を提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該指定夜間対応型訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
- 3 その他の費用としてサービスの提供にあたり必要となる備品等（電気・ガス・水道を含む）は無償で使用する。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または家族にそのサービスと費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は下記のとおりとする。

京都市北区・上京区・中京区全域、右京区の丸太町通以北・府道29号以南・
国道162号線以東の地域、左京区の北山通以南・高野川以西の地域、
宝ヶ池通以西・松ヶ崎西山以南の地域

(緊急時の対応方法)

第9条 訪問介護員等は、夜間対応型訪問介護を実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合には、速やかに家族に報告し、「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って誠実に対応するとともに、当該事故の状況及び事故に際し採った処置についての記録を行う。また必要な場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市、利用者の家族及び利用者にかかる居宅介護支援事業所などに連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所はサービス提供の記録を5年間保管し、利用者、家族の求めに応じて閲覧可能な状態にしておくものとする。
- 4 利用者、家族、関係機関等より苦情の申し出があった場合には「苦情への対応に関する実施要綱」に基づいて誠実に対応するものとする。長期にわたり解決しない苦情については京都市などに報告するものとする。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。市町村又は国民健康保険

団体連合会より求めがあったときには、改善の内容を報告するものとする。

- 5 合鍵をお預かりした場合は、事業所の鍵のかかる保管庫あるいは無償で貸与し利用者宅に設置するキーボックスに責任を持って保管する。それ以外の保管方法を希望する場合は相談のうえ決める。もし万一合鍵を紛失した場合は速やかに鍵本体の取替えと必要分の本数の合鍵を無償で弁償するものとする。
- 6 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 七野会が定めるものとする。

(個人情報保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。

2 事業所が得た利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

第11条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業者は訪問介護等の提供に当たっては、利用者又は他者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化の指針の整備
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業者は社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。職員は「社会福祉法人 七野会 研修制度要綱」に基づく制度研修および、年1回以上の研修を行うものとする。

2 職員は就業規則に基づいて業務上知り得た秘密を保持する。この守秘義務は、退職後も同様とする。

(付則)

この規定は	平成19年	12月	1日から施行する。	令和	2年	4月	1日
	平成20年	4月	1日	令和	3年	4月	1日
	平成21年	4月	1日	令和	4年	4月	1日
	平成24年	4月	1日	令和	5年	4月	1日
	平成25年	4月	1日	令和	6年	4月	1日
	平成26年	1月	21日				
	平成26年	4月	1日				
	平成27年	4月	1日				
	平成28年	4月	1日				
	平成29年	4月	1日				
	平成29年	7月	26日				
	平成30年	4月	1日				
	平成31年	4月	1日				